

令和4年度 第1回三朝町総合教育会議日程

日 時 令和4年7月29日(金)
午前10時30分から
場 所 三朝町役場 第2会議室

1 開 会

2 挨拶

三朝町長 松浦 弘幸
三朝町教育長 西田 寛司

3 議事録署名委員の指名

4 協議事項 (1) 小中連携の取組について
(2) その他

5 報告事項 (1) 部活動の地域移行について
(2) その他

6 そ の 他

7 閉 会

小・中学校9年間の
学びと育ちを支える小中連携教育



三朝町教育委員会

令和4年5月

目 次

I. 三朝町における小中連携検討の背景	．．．．．	P.2
1 小中連携の取組の背景		
2 三朝小・中学校の現状と課題		
(1) 三朝町教育研究会の組織解体による課題		
(2) 三朝町児童生徒の現状		
①児童生徒の推移から		
②学力調査の結果から		
③配慮を要する児童生徒への支援の側面から		
II. 三朝町における小中連携の方向性	．．．．．	P.6
1 小中連携で期待される教育効果		
2 三朝町の小中連携の在り方		
3 町内各園と小中学校の連携・接続について		
III. 三朝町における小中連携教育	．．．．．	P.8
(1) 知〔確かな学び〕		
(2) 徳〔豊かな心〕		
(3) 体〔健やかな体〕		
(4) 誇り〔ふるさと愛〕		
参考資料		
・三朝町小中連携構想イメージ	．．．．．	P.16
・ふるさとキャリア教育実施計画		
・情報活用能力カリキュラム		
・MISASA English Shower Program		

I. 三朝町における小中連携検討の背景

1 小中連携の取組の背景

現在の社会は、変化が激しく将来を見通しにくい社会であると言われていています。今の子どもたちが成人して、社会で活躍する頃には、社会構造や雇用環境は大きく変化し、職業の在り方についても、現在の社会とは様変わりすることになると指摘する研究者もいます。

こうした社会を子どもたちが力強く生き抜いていくためには、一人ひとりが大切にされ、安心して学ぶ中で力を伸ばすことが重要です。子どもたちが多様な他者と協働しながら新たな価値を創造し、将来の予測が難しい社会でも、未来を創り出していく力を獲得することを期待するところです。

令和2年度から小学校で完全実施となった新学習指導要領では、基本方針に「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を、学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる力を子どもたちに育むことが掲げられています。そのためには、教育の在り方も一層の進化を遂げなければなりません。加えて令和元年12月の文部科学省初等中等教育分科会『新しい時代の初等中等教育の在り方（論点取りまとめ）』では、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育を実現するためにICT環境を整備することが示されました。タブレット端末の1人1台環境は、令和時代における学校の「スタンダード」であり、特別なことではなく、過去の教育実践の蓄積の上に、最先端のICT活用教育を取り入れ、これまでの教育実践とICT活用教育とのベストミックスを図っていくことにより、学校教育の劇的な変化を求めるものです。この新たな教育の技術革新は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げるものです。

子どもたちが身に付けるべき資質や能力の確実な定着を図るためには、小中連携教育を核とした「縦の接続」と、地域や保護者との



協働の「横の連携」がより一層必要であると考えてに至りました。

2 三朝小・中学校の現状と課題

(1) 統合後の小中連携における課題

平成31年4月、町内3つの小学校が統合し、新たに三朝町立三朝小学校が開校し、町内1小1中の学校構成となりました。このことにより、小中相互の教職員の意思疎通がスムーズになり、連携を深めながら教育活動を推進していくことが期待されました。



ところで本町では、平成17年度より三朝町教育研究会が組織され、子どもたちが希望と喜びを持った就学・進学をするため、保育園、小学校、中学校及び行政が連絡・協議・調整を図りながら相互の密接な連携を深め、三朝町教育の充実・向上を図ってきました。

しかしながら、三朝町教育研究会が平成31年の小学校統合を機に組織解体となったことから、担当者同士の連携が不十分となり、いじめや不登校などの生徒指導上の対応や就学指導において、情報共有ができていなかったり、移行支援が十分に果たされなかったりという課題も出てきました。

そこで、各校の生徒指導担当者や通級指導教室担当者による月1回の担当者会を実施したり、特別支援教育担当者の研修を年2回実施したりしながら、必要に応じて協議の場を設けて教育課題の解決を図ってきているところです。また、令和3年度から2年間、『鳥取県ICT活用教育推進地域』の指定を受けて、各教科におけるICTを活用した先進的な取組を進めており、小中合同の研修会を実施したり、授業研究会に教職員を相互派遣したりするなど、共通認識を持ちながら学びの改革を進め、1小1中の強みを生かした特色ある教育を展開しています。

(2) 三朝町児童生徒の現状

①児童生徒数の推移から

令和3年5月現在、本町の小学校の児童数は291人、中学校の生徒数は167人、児童生徒数の合計は458人となっています。小中学校とも各学年2学級の編成を行い、児童生徒が多様な意見を交換し、解決方法や考えを練り上げる活発な授業風景が見られます。しかしながら、今後の児童生徒数は、少子化による出生数の減少により、令和7



年度から学級数の減少が始まり、令和17年度頃には小中とも各学年1クラス*1となる見通しとなっています。少子化の進行や地域コミュニティの弱体化、核家族化の進行により児童生徒の人間関係が固定化しやすい中、小中連携、一貫教育の実施により、児童生徒が多様な教職員や児童生徒と関わる機会を増やすこと、中学生が小学生と触れ合うことで、上級生であることを自覚し自尊感情を高めること、小学生にとっては、中学生の姿が生き方のモデルとなることなどが期待できます。

*1 県学級編制基準で令和7年度までに順次小学校6年生までが30人学級となった場合の想定

②学力調査の結果から

近年の全国学力・学習状況調査の結果は表1のとおりとなっています（括弧内は全国平均）。令和3年度の結果を見ると、小中学校とも概ね全国平均を上回る結果となっています。国語の言語事項や算数・数学の計算の処理など、基本的な事項は確実に定着ができていていると言えます。

表1 全国学力・学習状況調査結果（令和元年度～3年度）

三朝小	国語	算数	三朝中	国語	数学	英語
令和元年度	61 (63.8)	63 (66.6)	令和元年度	79 (72.8)	66 (59.8)	60 (56.0)
令和2年度	68	76	令和2年度	77	60	実施なし
令和3年度	65 (64.7)	72 (70.2)	令和3年度	68 (64.6)	63 (57.2)	実施なし

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により全国的な調査が中止となったため、全国平均が示されていません。

しかしながら、結果を観点別又は領域別に分析すると、各教科における課題が見えてきます。国語においては「読解力」と「記述力」、算数・数学においては「データ活用力」と「資料の活用」に課題があり、この課題が小学校と中学校に共通したものとなっています。小学校で苦手意識を抱えた児童が、中学校でもその課題を克服することができないままとなっている姿が浮き上がってきます。学習面における課題を解決するためには、小中合同でめざす子ども像と授業像を共有し、指導方法や指導体制を改善していかなければなりません。令和3年度より、授業研究会への相互派遣を実施しているところですが、今後、さらに計画的かつ継続的に授業研究会を実施していかなければならないと考えています。



③配慮を要する児童生徒への支援の側面から



本町では特別支援教育を学校経営の柱の一つとして、特別支援教育支援員を配置するなど個別最適な学習環境と具体的支援の提供を目指してきました。保護者の特別支援教育への理解も徐々に深まり、現在は特別支援学級在籍児童生徒数が全体の1割を超えています。しかしながら、小学校から中学校への移行がスムーズにいかず、不応状態にある生徒がいるのも現状です。

9年間の学びと育ちのつながりを重視した小中一貫教育を念頭に置いて小中連携を行っていくためには、学力の向上や学校制度の違いという外的要因により起こる不登校やいじめなど様々な問題を解消する効果的なカリキュラムなどを編成していくなど、三朝町の小中連携のあり方を整えていくことが急務となっています。

Ⅱ. 三朝町における小中連携の方向性

1 小中連携で期待される教育効果

中央教育審議会の小中一貫教育特別部会（平成24年9月）において、小中連携及び小中一貫教育で期待される効果について広く周知されていますが、本町においては、特に、次の点において効果を期待しています。

- 小学校から中学校への進学という、新しい環境での学習や生活へ移行する段階において、レジリエンス^{*2}の弱体化から不登校などの生徒指導上の諸問題につながっていく事態などがあり、小学校から中学校への接続を円滑化する必要性がある。児童生徒の発達が早まっていることを踏まえ、小学校高学年から中学校入学後までの期間に着目し、当該期間に重点的な取り組みを行うことが重要と考えられる。連携の目的を明確化するとともに関係者で情報を共有し、学校全体で組織的に取り組むことで、生徒の暴力行為や不登校、いじめのない学校づくりにつなげていくことが期待される。

*2 「困難な状況にもかかわらず、しなやかに適応して生きる力」のこと

- 小学校の教員は全教科を教えるのに対し、中学校の教員は特定の教科を指導することや、小・中学校では、対象とする児童生徒の発達の段階が異なることから、学習指導、生徒指導の方法が異なるといったこともあり、小・中学校の教職員の職務の性質は異なっている。小・中学校教職員間の職務性質の違いを教職員同士が認識し互いに学び合うことで、教科横断的な視点に加えて、小・中学校の接続部分にも目を向け、9年間を見据えた学びの積み上げにおける学力向上の効果が期待できる。

- 本町の特色ある教育である国際理解教育、英語教育、ICT活用教育について、9年間を見通したカリキュラムを作成することで、児童生徒が自校やふるさと三朝町への誇りを持ち、自分の夢に向かって、生き生きとたくましく成長することが期待できる。

2 三朝町の小中連携の在り方

小中連携において児童生徒に対する教育を施す上で、教職員が小中9年間にわたって教育を見通し、学校が直面している課題の解決に資するとともに、学校教育の質的向上を図っていくことが必要です。

三朝町で育ったことに誇りを持ち、やさしくた



くましいみささっ子を育てるため、9年間を見通した連続性と系統性のある教育の在り方を検討し、確かな学力の向上と豊かな情操の育成を図っていかねばなりません。

そこで、小中連携教育の柱として「知・徳・体・誇り」の4つで、それぞれの努力目標及び具体的施策を示すこととしました。

3 町内各園と小中学校の連携・接続について

本町においては、令和3年に「園・小学校の連携・接続体制の構築と取組」を策定し、連携・接続体制における職員の相互理解を図るとともに、園から小学校への円滑な移行を進めています。年間計画に基づく園と学校との交流やスタートカリキュラムとアプローチカリキュラムの作成など、子どもの発達や学びの連続性を考慮しながら体制を構築してきました。

しかしながら、交流が一過性のものにとどまり、資質や能力をつなぐことができていなかったり、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が到達目標と誤解され、連携の手掛かりとして十分機能していなかったりという課題が出てきています。また、スタートカリキュラムとアプローチカリキュラムが園と学校それぞれで策定され、理念が共通していないことも課題となっています。

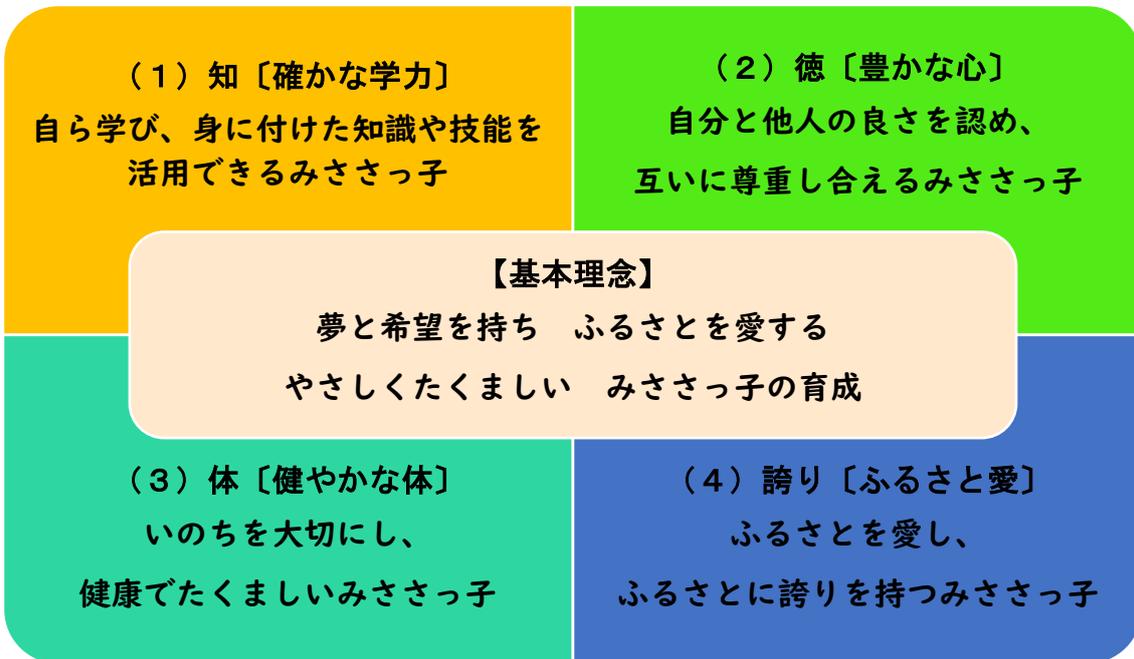
本町の抱えるこうした課題は、令和3年7月より審議が行われている中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」においても全国的な課題であると示されており、園から小学校への円滑な連携と18歳までを見据えた学びの連続性への配慮が必要であるとまとめています。

作成済のスタートカリキュラムとアプローチカリキュラムをもとにしながら、小中連携の入り口となる「架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）」を一体的に捉えたカリキュラムの開発についても今後進めていく必要があると考えています。



Ⅲ. 三朝町における小中連携教育

みささっ子教育ビジョンに掲げる基本理念及び目指す子ども像は次のとおりです。



基本理念を実現するための4つの柱について、それぞれ基本目標を掲げ、その過程で必要となる学校の取組を具体的施策として推進していきます。

(1) 知〔確かな学力〕 自ら学び、身に付けた知識や技能を活用できるみささっ子	
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> 👉 「みささっ子スタンダード」 <ul style="list-style-type: none"> ・小中9年間で一貫した指導スタイルの確立 ・教職員の共通認識のもと授業実施 ・小学校から中学校、さらに高校進学などを見据えた滑らかな接続 👉 9年間を見通した教育課程の編成 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校卒業時の姿を全職員が具体的にイメージ 👉 教職員相互交流 <ul style="list-style-type: none"> ・授業交流の実施 ・計画的な合同研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ICT活用教育研修、特別支援教育担当者研修など ・中学校教員による乗り入れ授業 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 小学校6年生対象 👉 ICT活用教育 <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを介した深い学びの実現（ICT活用教育推進地域）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用カリキュラム（令和2年度作成）の見直し ・動画作成による取組の外部発信 小学校 ⇒ 多賀町（学校間交流） 中学校 ⇒ 台湾、フランス、東京など（修学旅行の活用） 👉英語教育 <ul style="list-style-type: none"> ・国際理解教育（フランス・台湾） ・MESP（みささイングリッシュシャワープログラム）の推進 ・プログラム（令和3年度作成）の見直し ・英語を活用した児童生徒間交流の実施
--	--

(2) 徳〔豊かな心〕 自分と他人の良さを認め、互いに尊重し合えるみささっ子	
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> 👉道徳教育 <ul style="list-style-type: none"> ・系統性のある道徳教育 ・「考え、議論する道徳」の実現 👉人権教育 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な教材活動の研究実践と教材配置の検討 ・9年間を見通した育てたい資質・能力の配列 ・相互授業参観 ⇒人権教育参観日の活用 👉主権者教育 <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題に目を向ける学習の展開 ・「三朝町の未来を語る会」の実施 ⇒中学校3年生対象 👉特別支援教育 <ul style="list-style-type: none"> ・就学指導に係る接続プログラム ・特別支援教育支援員の十分な配置と研修の実施 ・移行支援会議の実施 ・通級指導教室の利活用 ・通級指導担当者連絡会の開催（月1回程度） 👉心の教育 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の推進（町行事での協力要請） ・文化、芸術体験 ・読み聞かせ交流の実施 ⇒中学校図書委員会によるブックトーク動画の作成 👉学校図書館教育

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館図書標準の100%達成 ・小中学校担当者会の実施（月1回） ⇒県立図書館との連携
--	---

(3) 体〔健やかな体〕 いのちを大切にし、健康でたくましいみささっ子

具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> 👉 児童生徒の体力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・継続した体力づくり活動 ・部活動及び校外スポーツクラブ活動の推進 ・学校保健委員会の開催 👉 健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・いのちを大切にせる教育機会の提供（助産師などの話） ・基本的な生活習慣の確立 ⇒早寝早起き、朝ごはんの習慣化 ⇒スマホやゲーム利用のルールづくり ・「三朝町子育て12か条」の啓発 👉 食育推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消に特化した給食の提供 ・全国学校給食週間における啓発活動 👉 学校危機管理 <ul style="list-style-type: none"> ・小中合同避難訓練の実施 ・児童生徒の引き渡し訓練の実施（隔年で実施） ⇒小中合同避難訓練と同日で実施 ・通学路合同点検（年1回） ・感染症予防
-------	---

(4) 誇り〔ふるさと愛〕 ふるさとを愛し、ふるさとに誇りをもつみささっ子

具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> 👉 特色ある総合的な学習の時間の充実（ふるさとキャリア教育） <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫した学習計画（令和元年度作成）の見直し ・地域題材に学ぶ（地域学校協働本部の活用） ・先輩から学ぶ ・職場体験の実施（中学校2年） ・三徳山登山（中学校1年） ・修学旅行（小学校6年、中学校3年） 👉 交流体験
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流活動（フランス・台湾） ・滋賀県多賀町、京都府城陽市との交流 ・リモート交流の積極的活用 👉教育コミュニティづくり ・コミュニティ・スクールの導入（令和4年度） ・人材バンクの蓄積 👉教職員対象ふるさと研修 ・新任教職員向け研修（8月）の実施 ・新規採用職員向け研修（8月）の実施
--	---

知

確かな学力の育成



【キーワード】
 学びの連続性 カリキュラム・マネジメント
 ICT活用教育 みささっ子スタンダード
 英語教育の推進 ALT配置
 みささイングリッシュシャワープログラム

【基本的方向】

- ① 基礎的・基本的な知識や技能が確実に身に付くよう、一人ひとりの能力に応じたきめ細やかな学習指導を行い、主体的に学ぶ意欲・態度を育てて学力向上を図ります。
- ② 必要な知識・技能の習得につながる教育を推進し、教科内容の理解を促進します。
- ③ 特別な支援が必要な子ども一人ひとりの状況に応じた教育的支援を計画的に進めます。
- ④ 各教科・各学年相互の関連を図り、一人ひとりの発達や理解に応じた系統性・発展的な教育を行うため、小中学校間の情報交換及び連携をさらに推進します。



小1から外国語活動を実施し、英語への慣れ親しみを促す。



令和3年度は、ICT活用に係る職員研修を小中で月2回実施し、指導技術の向上を図った。

ICT教育

☞ GIGAスクール構想推進
 9年間を見通したICT活用カリキュラムに基づき、個別最適な学びを児童生徒に提供するとともに、学力向上につなげる。また、動画作成による外部発信で町のPR活動に資する。

英語教育

☞ MESPの推進
 令和3年度に作成した英語教育プログラムに基づき、幼児期から中学校までを見通した英語教育を実施する。また、フランスや台湾との交流による国際理解教育を推進する。

学力向上

☞ 学習スタイルの統一
 「みささっ子スタンダード」を作成し、バーチャルな授業を展開する。

☞ 各種学力調査の活用と結果考察
 全国学調及びとっとり学調の結果から課題を明確にし、小中連携のもと指導の重点を共有する。

☞ 教員の相互交流
 授業研究会に教員を相互派遣し、研究成果を深め合う。

令和3年度全国学力・学習状況調査(正答率%)

	三朝小	全国	三朝中	全国
算数	72.0	70.2		
数学			63.0	57.2
国語	65.0	64.7	68.0	64.6

小中学校とも全国平均より高い結果であったが、算数・数学、国語とも、課題となる領域は小中学校で共通していた。児童生徒の課題を共有し、一貫した指導を行うことが本町の今後の取組となる。また、令和元年度実施の同調査では、本町中学生の英語の正答率は全国より高く、保小中のつながりを見据えた英語プログラムの実施や国際交流により、高い関心を持って学習に取り組む生徒の姿がうかがえる。



合同職員研修及び授業研究会の相互交流を実施することで、町内1小1中の強みを生かし、教職員の連携と児童生徒理解が深まることが期待される。また、ICT活用教育と英語教育については、令和3年度に9年間を見通したカリキュラムを作成したことで、育てたい児童生徒の姿が具体的となり、発達段階に応じて身に付けさせたい知識及び技能の確実な定着につながった。

徳

豊かな心の醸成



【キーワード】

特別支援教育の充実 移行支援会議
切れ目ない支援 道徳教育の充実
教育相談活動 不登校対応 図書館の充実
問題行動の未然防止と早期対応

【基本的方向】

- ① 子どもたちが自分の良さを知るとともに、他人の痛みや悲しみを理解できる優しさ、協調性などを育むことができる環境づくりを目指します。
- ② 不登校児童生徒を含めた児童生徒の悩みに対する相談体制を充実します。
- ③ 文化・芸術に触れ、様々な活動を主体的に経験する機会の充実を図り、情報教育を推進します。
- ④ 読書の面白さ、大切さを児童生徒に伝えられる環境づくりを推進します。

取組1 切れ目のない一人ひとりに応じた特別支援教育

切れ目のない

- ・就学指導に係る連携
- ・移行支援会議の開催
- ・通級指導担当会の実施
- ・小中特支在籍児童生徒の交流や体験の実施

一人ひとりのニーズに合った

- ・特別支援教育支援員の十分な配置
- ・小中園合同特別支援教育担当者研修会の実施
- ・児童生徒に必要な支援を検討するための外部機関との連携
- ・児童生徒、保護者、教職員間の見学

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」、「引継シート(三朝町版)」等の活用による児童生徒理解や自立と社会参加を目指す連続性を持たせた指導をする。各様式については、保小中と統一したものとし、切れ目のない支援とする。

担当者会 情報交換 共通理解

町内の担当者が合同に研修することで、三朝町の児童生徒の連続した成長を共通理解しながら、専門性を高め、個に応じたより良い支援の在り方を研修する。また、小中に設置している通級指導教室では、在籍児童生徒の状況や指導方法を共有・検討するための担当者会を行う。

就学前後の情報交換や共通理解を綿密に行うことで、小学校における指導の経過を共有し、中学校教職員の、生徒の特性や障害の程度に関する理解につなげ、一人ひとりに応じた指導法の向上に今後も努めていきたい。

取組2 主権者教育 ～三朝町の未来を語る会～

ねらい：中学3年生に三朝町行政や三朝町教育行政の現状及び将来構想について理解と関心を深めてもらうとともに、中学生の立場から三朝町に対しての意見や要望等を聞いて、豊かな未来を築くために自分たちで実現可能な解決策を考える。

役場担当課の職員の助言を参考にしながら、グループの意見をまとめる。全体発表に備えて、プレゼンの準備を行う。



町長、教育長、役場職員の前でプレゼンすることで、三朝町の将来を担う人材としての自覚を深めることにつながった。生徒が模造紙にまとめた提案は、町文化ホールに掲示し、取組内容について広く周知を図った。

取組3 学校図書館教育 ～各機関との連携～

小中学校担当者、町立図書館職員、県立図書館職員による担当者会を定期的実施し、学校図書館の充実を図るとともに、新校舎建築後の魅力ある学校図書館づくりを進める。



自分たちが暮らす三朝町の現状を知り、良さや課題を考えることで、三朝町をよくするためにできることを考えるきっかけになった。さらに、町行政に携わる役場職員と意見交換することで、自分たちも住民の一人として、地域に貢献したいという意識が高まる取り組みとなった。一人ひとりの社会的、職業的自立を促すふさとキャリア教育の観点も踏まえた活動であり、今後も継続開催していくこととする。

体

健やかな体の育成



【キーワード】

体力向上 体育的行事の充実
部活動指導員及び外部指導者の派遣
地産地消 栄養指導 いのちの教育
学校保健委員会 基本的な生活習慣

【基本的方向】

- ① 子どもの発達段階を考慮しながら、遊び時間や体育の時間をはじめとする様々な機会を利用して、体力及び運動能力の向上と運動に親しむ態度の育成を図ります。
- ② 食育や健康教育について、家庭や地域と連携し、日常生活の中で継続的に行います。



体力向上の取組

- ☞ 新体力テストから明らかとなった運動課題の克服に取り組む。(柔軟性・瞬発力)
- ☞ 中学校体育科教員による小学校への乗り入れ授業(専門的教科指導)
- ☞ 学校保健委員会の開催 → 健康課題を明らかにして保護者啓発へ
- ☞ 部活動及び校外スポーツ活動の推進(部活動指導員、外部指導者の活用)



健康教育

- ☞ いのちを大切にする学習の実施(ゲスト・ティーチャーとして助産師、保健師等)
- ☞ 三朝町子育て12か条の啓発(令和4年度より実施の取組)
- ・保こ小中が一体となって、家庭の教育力を高め、基本的な生活習慣の確立と規範意識の定着を目指す。PTA総会等を活用して説明を行い、広く周知する。
- ☞ 小中養護教諭担当者会の実施(随時)



食育推進

- ☞ 食に関する知識と意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活につなげる。
- ・地産地消による給食の提供(地産地消率:令和2年度95%)
- ☞ 全国学校給食週間の活用
- ・町長等との交流給食、給食標語コンクール、特別メニュー給食
- ☞ 栄養教諭による食に関する指導の計画的な実施



学校危機管理

自然災害、感染症等、様々な事案に迅速な対応が求められることから、学校危機管理においても、小中の教職員が連携する必要がある。

- ☞ 小中合同避難訓練の実施
- ・町関係機関と連携した避難訓練や避難所設営訓練の実施
- ☞ 引き渡し訓練の実施
- ☞ 通学路合同点検の実施(年1回)
- ・交通安全プログラムに従って学校、地域、行政、保護者が実施する。
- ☞ 職員研修の実施



【三朝中学校】

1年間に2度、生徒自身による手作り弁当の日を設定している。栄養6群や地産地消、彩り等、学年ごとに作る弁当のテーマがあり、献立作成や調理、盛り付けまで生徒自身で行うことで、食への関心を高める取組となっている。

スマホやタブレット端末の普及で、メディア依存となる児童生徒が増えたり、運動する子としない子の二極化傾向が顕著になったりと本町児童生徒の抱える課題は多い。子育て12か条を作成し、保護者に啓発するとともに、地域への協力を依頼し、健やかな心と体の育成を目指している。健康な体は、学習や運動を行う土台となるものであり、スマホやタブレット端末利用ルールについても、小中の接続を意識しながら検討していくこととする。

誇り ふるさと愛の醸成



【キーワード】
 特色ある総合的な学習の時間
 地域題材の活用 ふるさとキャリア教育
 国際交流体験 国内姉妹都市交流
 コミュニティ・スクール
 日本遺産の活用

【基本的方向】

- ① 地域の魅力ある資源を活用し、本町の歴史や産業、文化への理解を深めます。
- ② 地域の環境や災害についての学びを通して、ふるさとを守るという地域防災意識を高めます。
- ③ ふるさと三朝町に誇りと愛着を持ち、その発展に貢献しようとする子どもを育てる教育を推進します。

取組1 ふるさとキャリア教育

☞ 9年間を見通したキャリア・パスポートの作成

☞ 地域題材の活用

☞ 先輩に学ぶ、トライワークの実施

地域に学ぶことで、自分たちが暮らす三朝の良さに気づき、その発展に貢献しようとする気持ちを高めることができる。また、多くの大人の専門性や地域の力を生かすことで、児童生徒の学びや体験活動が充実し、生きる力につながる学習が期待できる。キャリア・パスポートは、毎年度見直しを行い、次年度の活動の充実を図る。



三朝町小・中学校 キャリア・パスポート構成

	1ページ	2ページ	3ページ	4ページ	5ページ	6ページ	7ページ	8ページ	9ページ	10ページ	
	共通	教科外活動	教科学習 教科外活動	学校外の活動	共通(例)	教科学習 教科外活動		教科外活動		共通	
学年	学活(3)	行事(学校)	行事(学年)	地域(個人)	地域(学校)	各教科等	各学年裁量	学活(3)		学活(3)	
小1	1年生になって *夢・目標	運動会 校内音楽会 三朝小まつり 縦割り班集会	さあみんな でかけよう	等長期休業 や土日祝 日などを 利用して 地域 のまつり や行事・ ポラン ティア アスク ール等	保小 プール交 流(体)	たのし み見 つけたよ うゆ(生)	ひろが れえが お(生)	3学期を ふりか えよう		もうすぐ 2年生	
小2	2年生になって *夢・目標	運動会 校内音楽会 三朝小まつり 縦割り班集会	レッツゴー 町たんけん		おいしい 野菜を 育てよう (生)	もっと 行きたい 町たんけん (生)	これまでの わたし これからの わたし (生)	3学期を ふりか えよう		もうすぐ 3年生	
小3	3年生になって *夢・目標	運動会 校内音楽会 三朝小まつり 縦割り班集会	三朝の名人に 会いに行こう		三朝温泉を 紹介しよう (総合)	三朝温泉を 紹介しよう (総合)	店で働く人(社)	のこした もの つたえたい もの (社)	3学期を ふりか えよう		もうすぐ 4年生
小4	4年生になって *夢・目標	運動会 校内音楽会 三朝小まつり 縦割り班集会	ごみのし りよ り利用		福祉施設 との交 流(総合)	バリアフ リー見 つけ (総合)	大人に 近づ く身 体(学)	3学期を ふりか えよう		もうすぐ 5年生	
小5	5年生になって *夢・目標	運動会 校内音楽会 三朝小まつり 縦割り班集会	船上山 宿泊学 習		米をつ くろう (総合)	環境を 守る取 り組み (総合)	保育園 との交 流(総合)	3学期を ふりか えよう		もうすぐ 6年生	
小6	6年生になって *夢・目標	運動会 校内音楽会 三朝小まつり 縦割り班集会	修学旅行		住みよ 三朝に するた めの方 案を考 えよう (総合)	将来の 夢と向 き合お う(総合)	成長した わたし たち(家)	3学期を ふりか えよう		【共通】6年 間を振り返 って	
中1	1年生になって *夢・目標	秋季大運動会	大山登山 (宿泊)		ゲストチ ャー から学 ぶ(総合)	身近な 人の職 業調べ (総合)	校内文化 祭	3学期を ふりか えよう		もうすぐ 2年生	
中2	2年生になって *夢・目標	秋季大運動会	トライ ワーク みさ さ(職 場体験)		三朝の未 来を語 る会(総 合)	先輩に 学ぶ(総 合)	校内文化 祭	3学期を ふりか えよう		もうすぐ 3年生	
中3	3年生になって *夢・目標	秋季大運動会	修学旅行		企業訪 問	進路計 画の 修正と 検討(学)	校内文化 祭	3学期を ふりか えよう		【共通】9年 間を振り返 って	

取組2 国際交流体験及び国内姉妹都市交流

☞ フランス交流、台湾交流

国外姉妹都市との相互派遣やリモートを活用した交流により、異文化への理解を深めるとともに、豊かな国際感覚を養うことを目的として実施する。コロナ禍で相互派遣が難しくなった令和2年度からは、リモート接続を積極的に取り入れ、交流を継続しているところである。

☞ 国内姉妹都市交流(滋賀県多賀町)

令和4年度より、滋賀県多賀町との交流をスタートする。初年度は、教員による相互派遣を行い、児童による交流の在り方を協議していくこととする。



フランス訪問及び台湾訪問に向けての事前学習では、町国際交流員や県国際交流員、国際交流財団コーディネーター等の支援を受けながら、その国や地域への理解を深めたり、語学学習を行ったりしながら準備を進めていく。



日本遺産として認定されている世界屈指のラドン泉である三朝温泉と国宝投入堂を有する三徳山は、町を代表する地域資源である。これらを中心に地域の魅力ある資源をキャリアパスポートとして配置し、切れ目なく実践することで「ふるさとへの誇りと愛着」を育む。

なお、令和4年度からはコミュニティ・スクールの導入によって地域の力が加わり、学校・地域が連携し、体験活動の充実を図る。

また、国内外での交流体験活動を通じて、グローバルな視点で物事に取り組む生徒の育成をすることで、ふるさとを想う気持ちを深める。

【三朝小学校教育目標】
 ふるさとを愛し 心豊かでたくましく
 夢と希望にあふれる主体的な子どもの育成



【三朝中学校教育目標】
 高い志と豊かな感性を持ち
 21世紀をたくましく生きる生徒の育成

三朝町 目指す児童生徒の育成

夢と希望を持ち ふるさとを愛する
 やさしい たくましい みささっ子の育成



- ①絆深まる家族団らん 親子の会話が心の栄養
- ②家族にもあいさつ ありがとう ごめんなさい
- ③親がまず教えよう ことのよし悪し しつけから
- ④子育てを スマホ、ゲームに任せない
- ⑤ハグ、タッチ、スキンシップのぬくもりを
- ⑥元気の素は 早寝早起き 朝ごはん

- ⑦聞くときは 子どもの目を見て 最後まで
- ⑧読み聞かせ 読書習慣 家庭から
- ⑨記名して 大事に使う 自分の持ち物
- ⑩家族の一員 感謝の気持ちで お手伝い
- ⑪体験で 得られる本物 知と心
- ⑫地域の行事 みんなで参加 地域で子育て

三朝小・中学校における情報活用能力カリキュラム

三朝町教育委員会

情報活用能力は「情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な資質」と定義され、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3観点に整理されています。これらは相互に関係し合っており、バランスよく育成することが必要です。学習指導要領では情報教育の充実が図られ、児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力を育成することの重要性が示されました。情報活用能力は、社会の情報化が進展する中で児童生徒に必要となっている新たな資質であり、その育成が求められています。



■「初等中等教育における教育の情報化に関する検討会」(平成18年10月)
⇒「初等中等教育の情報教育に係る学習活動の具体的展開について」において、「情報活用能力の3観点は「8要素」に整理されることが望ましい」とされる。
■「教育の情報化に関する手引」(平成22年10月)
⇒整理した情報教育の目標の3観点の定義に基づき8要素に分類整理される。

3観点	8要素	小学校			中学校		
		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
情報活用の実践力	課題や目的に応じた情報手段の適切な活用	基本的操作(起動・終了等)	基本的操作(保存等のファイル操作)	基本的操作(ファイル整理等)	基本的操作(ファイル整理等)	目的に応じたソフトウェア(アプリ)の利用ができる	
	必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造	図書資料から集める(情報の整理) ・リンク集を使って検索する	Webで集める(情報の選択) ・検索エンジンを活用する	様々な方法で情報を集める(分類・整理) ・複数キーワードで検索する	様々な方法で情報を集める(分類・整理) ・複数キーワードで検索する	図書資料やWebを活用し、情報を取捨選択する ・具体的に詳細な情報を得る	
情報の科学的な理解	受け手の状況などを踏まえた発信・伝達	表現手段に写真を活用する	表現手段に写真や動画を活用する	表現手段に写真や動画を活用する	表現手段に写真や動画を活用する	動画編集 クラスレベージェネレーション ・卒業アルバム制作 人権劇撮影	
	情報活用の基礎となる情報の特性の理解	PC、タブレットの各部の名称がわかる ・データをまとめたり、並べたりできる	各部の名称と役割がわかる ・周辺機器や記録メディアの利用	情報を基に図やグラフを作成する	情報を基に図やグラフを作成する	基本ソフトウェア(OS)やアプリケーションの機能がわかる	
情報参画する社会に	情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解	自らの発表の振り返り	情報収集や表現方法の振り返り	情報活用を振り返り、改善の仕方を考える	情報活用の仕方を振り返り、改善の仕方を考える	情報活用の仕方について、成果や過程を基に、改善の方法を考える	
	社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解	相手の気持ちを考えて行動する ・個人情報について知る	適切な表現で情報を発信する ・IDやパスワードの重要性を知る	責任をもって情報発信する ・ウィル対策やフィッシングの重要性がわかる	責任をもって情報発信する ・ウィル対策やフィッシングの重要性がわかる	情報発信による社会の影響や自分の責任について考え、行動する ・SNS等での情報の送受信に伴い発生する問題に適切に行動する	
情報参画する社会に	情報モラルの必要性や情報に対する責任	人が作ったものを大切に	著作権を知り、個人の権利に配慮する	肖像権を知り、個人のプライバシーに配慮する	肖像権を知り、個人のプライバシーに配慮する	人格権や肖像権等、個人の権利を尊重する	
	望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度	公共のものを大切に	ネットワークのよさを知り、協力して使う	ネットワークのよさを知り、協力して使う	ネットワークのよさを知り、協力して使う	ネットワーク上のコミュニティに進んで関わり、適切に行動する	

文字入力(ローマ字) 図表の作成 クラウドを用いた協働作業 Webページ、SNS、ライブ配信等の発信及び交流 情報の統合化 情報の階層化 プレゼンテーション手法 図表(フローチャート)による表現等

仮想空間の保護、治安維持のためのサイバーセキュリティの意義について (情報活用リテラシー ICTリテラシー等)

共通の学習ツール(Google Gsuite for Education)の活用による一貫した取組 学習ツール(ロイノート)の活用による思考プログラムの育成

各教科との関連	国語	社会	算数・数学	理科	音楽	図工・技術・技術	家庭科	体育科	英語	総合的な学習

授業デザイン力・活用力等、教職員の活用指導力の向上 ⇒ ICT活用教育推進地域事業 三朝町教育委員会ICT活用研修

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

※公立中学校等における運動部活動を対象

- 意義**
- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
 - 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

- 課題**
- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。 <生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人>
 - 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。 <土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>
 - 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまで の対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進

※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

新たなスポーツ環境

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

スポーツ団体等

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとも提供
- ・必要な予算の確保やtooto助成を含む多様な財源確保の検討

スポーツ指導者

- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

スポーツ施設

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
- ・スポーツ団体等に管理を委託

大会

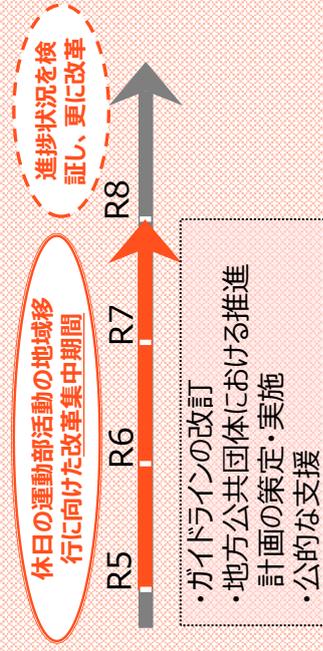
- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す



※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等中学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要【各論】



スポーツ庁

○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として 多様なスポーツ団体等 （総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。 学校関係の組織・団体 （地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 生徒の状況に適した機会を確保 。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ 学校の体育施設 なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日 について着実に進めた上で、 次のステップとして平日 に取り組むことを基本とする。地域の実情等にに応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。 市町村において 、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる 協議会を設置 し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。 <令和4年度から令和6年度の取組を例示>

【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
スポーツ団体等の整備充実 (第3章)	<ul style="list-style-type: none"> どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。 専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。
スポーツ指導者の質・量の確保 （第4章）	<ul style="list-style-type: none"> 公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方を整理。 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。

<p>大会の在り方 (第6章)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。スポーツボランティアの活用。 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
<p>会費の在り方 (第7章)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。 例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄付等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
<p>保険の在り方 (第8章)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
<p>関連諸制度等の在り方 (第9章)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。
 （誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

運動部活動の休目における 地域移行について

三朝町教育委員会

改革の背景

- 生徒数 ⇒ 平成の30年間で生徒数は約4割減
- 部活設置数 ⇒ 平均11部で増減なし
- 参加率 ⇒ 1部あたりの参加人数は減少傾向
- 時間外勤務 ⇒ 部活動参加率は減少傾向
- ⇒ 教員が休日の部活動に関わる時間は、10年前に比べて約2倍と負担が増加
- ⇒ ※連盟や協会主催の大会が増加
- その他 ⇒ 地域スポーツクラブに所属する生徒が増加

これまでの経緯・取組について（国）

■平成30年3月

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

■平成31年1月 中教審答申

部活動を**学校単位から地域単位の取組**とし、学校以外が担うことを示す。

■令和2年9月

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」

⇒令和5年度以降の休日のにおける部活動の地域移行について示す。

■令和3年10月～令和4年5月（全8回）

「中学校部活動の休日における地域移行検討会議」

⇒地域移行に係る**提言をとりまとめる**。

これまでの経緯・取組について（町）

- 令和4年1月18日 三朝中学校と事務局による部活動移行協議
- 令和4年4月14日 第1回中部地区部活動移行検討会
中部各市町社会体育担当者
中部各市町学校体育担当指導主事
- 令和4年5月9日 三朝町教育委員会事務局協議
- 令和4年5月25日 第2回中部地区部活動移行検討会
教職員・生徒・保護者対象アンケート実施
- 令和4年6月10日 三朝中学校保護者対象説明会
- 令和4年6月13日 第3回中部地区部活動移行検討会
体育保健課、小中学校課の出席を依頼
- 令和4年6月23日 三朝小学校保護者対象説明会

提言の概要 一部活動の意義と課題

- 部活動は、学級とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- 部活動は、教師による献身的な勤務の下で成立してきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担である。
- 生徒にとっては、望ましい指導を受けられない場合がある。
- 国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

提言の概要 — 改革の方向性① —

- 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築する。
- 部活動の指導を希望する教師は、休日に指導を行うことができる仕組みを構築する。
- 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備する。

提言の概要 — 改革の方向性② —

- 令和5年度から3年間で運動部活動の改革集中期間として位置づける。
- 一部の学校において、部活動に生徒全員を強制加入させるような、部活動の本来の趣旨とは異なる運用が行われている。
- 学校部活動等に参加していないことや、途中で退部や他の活動に移ったことのみをもって高校入試の評価において不利に取り扱うことのないようにする。
- 教員が部活動の指導をすることを前提として部活動指導に係る意欲や能力等を評価することを見直す必要がある。

提言の概要 — 具体的な方策—

1 休日の部活動の段階的な地域移行

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
- 保護者による費用負担、自治体による減免措置等と国の支援
- 拠点地域による実践研究とその全国展開

2 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえた合同部活動等の推進
 - I C T 活用の推進
 - 大会の在り方の整理
- ⇒ 中体連主催大会は、令和5年度より学校単位又はクラブ単位での参加が可能となる。

本町における現状と課題①

現状と課題		求められる対応
受入れ団体等の整備	受け皿となるスポーツ団体等の整備 充実が必要	各団体と受け入れについて協議
指導者の質・量の確保	専門性や資質を有する指導者の確保 が課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の兼職兼業 ・ 大学等からの派遣 ・ 指導者資格取得の促進
大会の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中体連の競技団体が主催する大会が併存 ・ 大会運営の多くを教員が担う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会運営体制の見直しを要請 ・ スポーツ団体等でも参加できる大会の整備を要請
会費の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域スポーツに支払う会費が保護者にとって負担 ・ 家庭の経済状況によっては参加を躊躇 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体や国の支援 ・ 寄付等による基金の創設

本町における現状と課題②

現状と課題		求められる対応
保険の在り方	地域移行後も安心して参加できるように十分な補償を受けられる状況を整備	<ul style="list-style-type: none">・指導者や参加者の保険加入・災害共済給付（日本スポーツ振興センター）と同程度の補償となるように国がスポーツ安全協会に要請
諸制度の整備	学校で部活動が運営され、教員が顧問となって指導を担うことが前提となっている諸制度についての見直し	<p>【国】 次期学習指導要領に明記</p> <p>【県】 部活動の活動歴や成績のみでなく、多面的に評価する入試とすること</p> <p>【県】 教員採用について、部活指導への意欲や能力を過度に評価しないこと</p>

想定される参加方法

①平日は学校の部活動に参加

②休日は地域の受け入れ団体で平日と**同一競技の地域部活動**に参加

③休日は地域の受け入れ団体で平日とは**別競技の地域部活動**に参加

④休日は平日と**同一競技の町外クラブチーム**に参加

⑤休日は平日と**別競技の町外クラブチーム**に参加

⑥休日は部活動に参加しない

⇒**イウエ**の場合、中体連と競技団体の各規程による大会参加の可否を事前に把握する必要がある。

⑦平日、休日とも町外クラブチームに参加

⑧部活動には参加しない

休日における地域移行アンケート（保護者）

休日の部活動を地域が担うことについてどう思いますか。 n = 81

賛成である	39.5%
どちらかという賛成である	35.8%
どちらかという反対である	16.0%
反対である	8.6%

休日における地域移行アンケート（保護者）

休日の部活動を地域が担う場合の活動方針として、あなたの望むものに近いものはどれですか。 n=81

運動や活動を楽しんで行うことを目的とした方針	34.6%
技術指導を目的とした方針	16.0%
技術指導に加えて、大会等でよい成績を収めることを目的とした方針	28.4%
活動する場所があれば、方針にはこだわらない	21.0%

休日における地域移行アンケート（保護者）

地域移行後は、学校の活動ではないため、指導者の報酬や参加者の保険料等は、基本的に受益者負担となる見込みです。このことについて、どう思いますか。n=81

賛成である	32.1%
どちらかという賛成である	34.6%
どちらかという反対である	21.0%
反対である	12.3%

休日における地域移行アンケート（保護者）

課題や要望について（自由記述）

- 多様な活動の機会を提供して欲しい。
- 地域人材の確保が課題である。
- 送迎が負担になる。
- 保険や活動費等の負担が課題である。
- 指導者の資格取得を進めて欲しい。
- 休日だけでなく平日の移行も早期に実現すべき。
- 部活動の強制加入を止めて欲しい。

今後のスケジュール（町）

- 6月～10月頃
 - 中学校との協議
 - 関係団体へのヒアリング及び協議
 - 中部地区5市町による地域移行協議
- 12月頃
 - 方針決定
- 令和5年1月頃
 - 第2回保護者説明会の開催